

ご契約前にご確認いただきたい事項（概要書面）

大学生協オリジナル公務員講座（以下「公務員講座」）のお申込みにあたっては、事前に以下の事項を必ずご確認くださいませよう
お願いいたします。

高知大学生生活協同組合

【講座の名称】 高知大学生協オリジナル公務員講座（通称「公務員講座」）
【適用する約款】 高知大学生生活協同組合（公務員講座・教員講座）講座約款を適用します。
【講座の形態】 「公務員試験対策」のために、生講義と収録講義（オンライン）を含めた講義形態です。講座事務局が約13ヶ月間を通して様々なサポートをおこないます。（2027年6月以降も、2次対策は継続して行われます。）

【コースと概要】

	講座コース名	行政職コース	技術職コース	教養コース
	回数	372 コマ	129 コマ	128 コマ
	開始時期	2026 年5月	2026 年5月	2026 年5月
	終了時期	2027 年5月	2027 年5月	2027 年5月
	受講費用（税込）	363,000 円	176,000 円	171,000 円
内訳	受講料	256,308 円	117,390 円	116,480 円
	教材料	72,962 円	27,865 円	27,865 円
	試験・所企画	33,730 円	30,745 円	26,655 円
	違約金(講座開始前解約)	15,000 円	15,000 円	15,000 円
	1 コマ当たりの単価	689 円	910 円	910 円

【講座の教材】 講座で使用する教材（テキスト・問題集等）は、生協にて講座事務局が定めるものを購入していただきます。
【受講料支払方法】 お申込書の提出と同時に生協にてお支払いください。振込・分割払いをご希望の方は、あらかじめ生協学び部門へご相談ください。（分割払いの場合、割賦販売法に基づく抗弁権の接続が適用されます。）
【事業者情報】 高知大学生生活協同組合（代表者 専務理事 和田 昌之）
高知県高知市曙町2-5-1 （088）844-1501
【契約担当者】 森下 貴美
【前受金の保全措置】 行っていません

【クーリング・オフ】 申込者は、契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、書面により無条件で契約の解除（以下「クーリング・オフ」）ができます。この場合、関連商品の販売契約についても解除することができます。

2 前項に規定する解除の効力は、契約解除の通知書面を生協へ提出した時（郵送の場合は郵便消印日付による）から生じます。

3 クーリング・オフが、不実告知による誤認または威迫による困惑により行使されなかった場合には、申込者が改めて生協から契約の解除ができる旨の書面を受け取った日から起算して8日を経過するまでの間は、書面によりクーリング・オフができます。

4 クーリング・オフが行われた場合、生協へ払い込んだ受講費用がある場合、生協は速やかにその金額を返還します。この場合、申込者は違約金や損害賠償を支払う必要はありません。

5 申込者が未成年の場合、生協は保護者の同意を確認したうえで、契約解除の手続きを行います。

【中途解約】 クーリング・オフ期間経過後は、申込者は書面により契約を中途解約することができます。

6 申込者から前項の申し出があった場合、生協は以下の定めにより受講費用を返還します。

【開始日前の場合】

受領済み受講費用から以下の金額を控除した残額を返還します。

- a) 概要書面で定める違約金
- b) 配布済みの教材等の費用

【開始日後の場合】

受講費用（消費税を含む。）が5万円以下の講座については、受講費用は返還できません。受講費用（消費税を含む。）が5万円を超える講座においては、受領済み受講費用から以下の金額を控除した残額を返還します。

- a) 実施済みの受講料（実施講義回数×受講単価）※異なる単価の科目があることに注意。

申込者の出席の有無にかかわらず、生協が講座を実施または、収録講義については配信した日をもって実施済みとします。

- b) 配布済みの教材等の費用

- c) 実施済みの試験・諸企画費用

申込者の参加の有無にかかわらず、生協が試験・検査、合宿などの諸企画を実施したことをもって実施済みとします。複数回セットの商品は、初回の実施により実施済みとします。

- d) 違約金

受講費用から a) b) c) を控除した残額の20%（ただし上限5万円）

- 7 申込者が未成年の場合、生協は保護者の同意を確認したうえで、中途解約の手続きを行います。